

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇七二三・ 一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、	平成二三年 一〇月一日 から平成二 四年三月三 日まで	七〇、〇〇 〇トン
〇七二三・ 三三	ひよこ豆、緑豆及びひら		
〇七二三・ 三九	豆以外のもの		
〇七二三・ 五〇			
〇七二三・ 九〇			
一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	平成二三年 一〇月一日 から平成二 四年三月三 日まで	二、〇九六 、一〇〇ト ン

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇七二三・ 一〇	同上	平成二三年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇七二三・ 三三			
〇七二三・ 三九			
〇七二三・ 五〇			
〇七二三・ 九〇			
一〇〇五・ 九〇	同上	平成二三年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一〇〇 、〇〇〇ト ン

一〇七・ 一〇七・ 二〇	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	平成二三年 一〇月一日 から平成二 四年三月三 日まで	二三八、九 〇〇トン	とうもろこしのうちその 他のもの	平成二三年 一〇月一日 から平成二 四年三月三 日まで	六一、八〇 〇トン	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	平成二三年 一〇月一日 から平成二 四年三月三 日まで	五四、九〇 〇トン	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	三七六、〇 〇〇トン
一〇八・ 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・ 一九	でん粉(小麦でん粉を除く。) 及びイヌリン並びに 穀粉、ミール又はでん 粉の調製食料品(米、小 麦、ライ小麦、大麦若し くは裸麦の粉、ひき割り したもの、ミール若しく はペレット又はでん粉の	平成二三年 一〇月一日 から平成二 四年三月三 日まで	八三、五〇 〇トン	とうもろこしのうちその 他のもの	平成二三年 一〇月一日 から平成二 四年三月三 日まで	六一、八〇 〇トン	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	平成二三年 一〇月一日 から平成二 四年三月三 日まで	五四、九〇 〇トン	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	三七六、〇 〇〇トン
一〇七・ 一〇七・ 二〇	同上	平成二三年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二八四、一 〇〇トン	同上	平成二三年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	六一、八〇 〇トン	同上	平成二三年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	六一、八〇 〇トン	同上	平成二三年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二八四、一 〇〇トン
一〇八・ 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・ 一九	同上	平成二三年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	同上	同上	平成二三年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	六一、八〇 〇トン	同上	平成二三年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	六一、八〇 〇トン	同上	平成二三年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	六一、八〇 〇トン

<p>一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	<p>一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り、とし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)のうちでん粉が最大の重量を占めるもの(小麦でん粉を含有するものを除く。)</p>
<p>一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	